

昭和五十八年七月二十九日受領
答 弁 第 一 一 号

(質問の 二)

内閣衆質九九第二号

昭和五十八年七月二十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員伊賀定盛君提出国公立大学の共通一次試験に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員伊賀定盛君提出国公立大学の共通一次試験に関する質問に対する答弁書

一及び二について

共通一次試験の実施日程・教科科目等については大学入学者選抜実施要項（以下「要項」という。）に定めており、これを変更する場合は、国立大学協会において高等学校等関係者の意見等を聞き検討した結果を文部省に置かれている大学入試改善会議に諮った上で決定し、要項の一部改正として各大学等関係者に通知することとしている。

昭和五十九年度大学入学者選抜の要項については、改正を必要とする部分について大学入試改善会議に諮り、昭和五十七年十二月九日に開催された同会議において了承されたものを昭和五十八年四月十五日付けで従来の要項の一部改正として通知したところであり、実施日程・教科科目は変更していない。

三について

昭和五十四年度からの共通一次試験の実施日程については、高等学校側の意見等も反映して要項を決定し、昭和五十二年六月に各大学等関係者に通知したが、その後、高等学校側から更に出願受付期間及び試験期日の繰下げについて要望があり、国立大学協会においてこれを検討した結果、現行の日程に繰り下げても支障はないとの合意に達し、大学入試改善会議に諮った上で昭和五十三年一月に改正の手続を行ったものである。

昭和五十九年度の共通一次試験の実施日程は、従来どおりとして既に各大学、高等学校等に對する説明会も終了しており、これを変更することは困難である。

右答弁する。